

愛媛県宇和島保健所車両（普通乗用電気自動車）賃貸借契約に係る  
質問に対する回答書

令和8年3月12日（木）現在  
南予地方局企画課

	質 問	回 答
1	<b>【契約書（案）の文言修正について】</b> 契約書（案）の文言修正は可能か。不可能な場合、不足の文言を別途覚書締結することは可能か。	文言の修正については可能ですが、契約書の修正で対応するか、覚書での対応とするかについては、その内容によりますので、落札決定後に協議させていただきます。
2	<b>【規定損害金について】</b> 以下の①～③の場合に、規定損害金を請求できるか。 ①予算廃止・減額による解約の場合 ②リース車両滅失の場合（滅失の理由を問わない。） ③ユーザー都合による解約の場合	①について、契約書（案）第2条第2項はリース契約など長期継続契約には必須とされているものであり、万が一そのような状況が生じた場合には「約定解除」として、違約金等の支払いの対象とはならない可能性があります。そのような事例はこれまで発生しておりません。 ②は規定損害金の対象となり得ます。 ③は規定損害金の対象となり得ます。
3	<b>【規定損害金について】</b> 規定損害金を支払う場合、リース会社が提示する金額を支払うことは可能か。	契約書第19条第2項にあるとおり、協議させていただきます。
4	<b>【代替車両の提供について】</b> リース車両滅失時に、リース期間満了まで代替車両の提供義務があるか。	契約書第13条の規定に基づき契約が終了した場合には、代替車両の提供は不要です。
5	<b>【バッテリー交換（不良時）について】</b> 仕様書のメンテナンスサービス内容にバッテリー交換（不良時）とあるが、「駆動用バッテリーを除く」と考えてよいか。	お見込のとおりです。